

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和八年四月十七日

埼玉県計量検定所長 深野成昭

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村	令和八年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和八年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	令和八年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨市	令和八年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩山町	令和八年六月八日から九月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

東松山市	坂戸市	入間市	鶴ヶ島市	三芳町
令和八年八月三日から十一月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月二十一日から十月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月十日から十月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月七日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同